

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第2部門第7区分  
【発行日】平成17年4月14日(2005.4.14)

【公開番号】特開2000-211802(P2000-211802A)  
【公開日】平成12年8月2日(2000.8.2)  
【出願番号】特願平11-9416  
【国際特許分類第7版】  
B 6 5 H 37/00  
【F I】  
B 6 5 H 37/00

【手続補正書】  
【提出日】平成16年6月9日(2004.6.9)

【手続補正1】  
【補正対象書類名】明細書  
【補正対象項目名】発明の名称  
【補正方法】変更  
【補正の内容】  
【発明の名称】シート処理装置

【手続補正2】  
【補正対象書類名】明細書  
【補正対象項目名】特許請求の範囲  
【補正方法】変更  
【補正の内容】  
【特許請求の範囲】

【請求項1】

搬送されたシートに穿孔動作を行う穿孔手段と、  
該穿孔手段を前記シートの搬送方向に対して直交する幅方向に移動させる移動手段と、  
前記穿孔手段と共に移動し、前記搬送されたシートの幅方向の端部を検知するシート端部検知手段と、

該シート端部検知手段が所定の移動範囲内で前記シートの幅方向の端部を検知したか否かを判別する判別手段と、

前記シートの幅方向の端部を検知しなかった場合、前記穿孔手段による穿孔動作を禁止する禁止手段とを備えたシート処理装置。

【請求項2】

前記判別手段は、前記穿孔手段を移動させてからの時間を計測する計測手段を備え、該計測された時間が所定時間を経過しても、前記シートの幅方向の端部が検知されなかった場合、前記禁止手段は前記穿孔動作を禁止することを特徴とする請求項1記載のシート処理装置。

【請求項3】

前記穿孔動作が禁止された場合、前記穿孔手段を待機位置に復帰させる復帰手段を備えたことを特徴とする請求項1記載のシート処理装置。

【請求項4】

前記穿孔手段に対して前記シート端部検知手段を前記幅方向に移動させる第2移動手段を備え、

該第2移動手段は、前記搬送されるシートのサイズに応じた位置に予め移動させておくことを特徴とする請求項1記載のシート処理装置。

【請求項5】

前記移動手段は、前記シートの搬送に同期して移動させることを特徴とする請求項1記

載のシート処理装置。\_\_

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、排出されたシートに穿孔動作を行うシート処理装置に関する。\_\_

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、シート端部検知センサを移動させる際、シート幅の長さ情報と実際のシート幅の長さが異なっていた場合、穿孔動作を開始するタイミングまでにシートの端部が検知されないことがある。シートの端部が検知されないまま、穿孔動作を行った場合、シートのどこに孔が空くかわからず、場合によってはシートの端部に孔が空くおそれがあり、後工程においてシートの端部に形成された孔がジャムなどの発生原因になるという問題があった。\_\_

そこで、本発明は、パンチ動作が原因となるジャムなどの異常状態の発生を防止できるシート処理装置を提供することを目的とする。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

【発明の実施の形態】

本発明のシート処理装置の実施の形態について説明する。図1は実施の形態におけるシート処理装置が適用された画像形成システムの全体構成を示す断面図である。画像形成システムは、読取給紙装置101、画像形成装置102およびシート処理装置103から構成されている。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0058

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0058】

【発明の効果】

本発明の請求項1に記載のシート処理装置によれば、搬送されたシートに穿孔動作を行う穿孔手段を前記シートの搬送方向に対して直交する幅方向に移動手段により移動させ、前記穿孔手段と共に移動し、前記搬送されたシートの幅方向の端部を検知するシート端部検知手段が所定の移動範囲内で前記シートの幅方向の端部を検知したか否かを判別手段により判別し、前記シートの幅方向の端部を検知しなかった場合、禁止手段により前記穿孔手段による穿孔動作を禁止するので、シート端部検知手段を移動させても所定の移動範囲内でシートの端部が検知できなかった場合、パンチ動作を禁止することで、シートの端部が検知されないまま穿孔動作を行ってシートの端部に孔が空いてしまい、後工程においてシートの端部に空いた孔が原因となるようなジャムなどの異常状態の発生を防止できる。これにより、シート処理装置の信頼性を向上できる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0063

【補正方法】削除

【補正の内容】